

組合からの要求で、時給がアップしました！

2023 年 4 月 1 日から非常勤職員（再雇用含む）の時給が増額しました。

これは、昨年 8 月の人事院勧告で、正規職員・若手層の本給表（基本給 1 級から 3 級）が増額し、それに倣い名古屋大学でも正規職員・若手層の基本給の増額が行われました。その若手層の基本給を参考に時給を決めている非常勤職員について、組合から時給を増額させるよう要求しました。当初は大学から時給改定の提案がなく、組合から質問や意見書を提出することで時給アップが実現しました。

附属学校の学校薬剤師は、愛知県の最低賃金（現在 986 円）が長年適用されており、最低賃金が改正されるたびに組合から岐阜大学の薬剤師並み（1,650 円）にするよう要求し、今回実現しました。

ただ、正規職員の若手層は 2022 年 4 月 1 日に遡って基本給がアップしていますが（差額分は 2023 年 3 月に支給）、非常勤職員は 年度契約のため 2023 年 4 月 1 日からの増額となりました。

主なアップ額は以下の通りです。

＜パート職員・限定職員の時給＞ 適用日：令和 5 年 4 月 1 日

事務系一般職本給表（一）相当者

1 期目	1,060 円→1,090 円 (+30 円)	正規職員の一般職（一）1-9 相当
2 期目	1,100 円→1,120 円 (+20 円)	正規職員の一般職（一）1-13 相当
3 期目	1,140 円→1,160 円 (+20 円)	正規職員の一般職（一）1-17 相当
4 期目	1,180 円→1,200 円 (+20 円)	正規職員の一般職（一）1-21 相当
5 期目	1,250 円→1,270 円 (+20 円)	正規職員の一般職（一）1-25 相当

特に必要と認められた者・限定職員

1,340 円→1,360 円 (+20 円) 正規職員の一般職（一）1-33 相当



＜医療職のパート職員の時給＞ 適用日：令和 5 年 4 月 1 日

医療職本給表（一（医療技術職員等））・医療職本給表（二（看護師等））相当者

1 期目	1,390 円→1,410 円 (+20 円)
2 期目	1,430 円→1,450 円 (+20 円)
3 期目	1,470 円→1,490 円 (+20 円)
4 期目	1,510 円→1,530 円 (+20 円)
5 期目	1,550 円→1,570 円 (+20 円)

特に必要と認められた者 1,640 円→1,650 円 (+10 円)

＜附属学校・学校薬剤師＞

適用日：令和 5 年 4 月 1 日

旧) 986 円（愛知県の最低賃金）
新) 1,790 円 (+804 円)

無期化実現！教員の10年期限問題について

労働契約法では、2013年4月1日に無期転換制度などの有期労働契約の適正な利用のための規定が、施行されました。いわゆる無期転換ルールです。無期転換ルールは、同一の使用者（雇用主）との間で、「有期労働契約が5年を超えて更新された場合」、「有期契約労働者からの申込み」により、「期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換」されるルールのことです。この特例として、大学等及び研究開発法人の研究者・教員等で研究に従事している者は、繰り返しの契約が「10年を超えた場合に無期転換（以下「10年特例」という。）」というルールがあります（厚労省ホームページより抜粋）。法律の適用日（2013年4月1日）から1年目としてカウントするため2023年4月1日が「10年特例」の最初の無期転換権が発生する年でした。しかし、雇用の安定のために作られた法律の趣旨を無視し、無期転換権が発生する前の2023年3月31日での雇い止めが全国で起こっており、国会等でも取り上げられる事態となりました。中には全員雇い止めを打ち出している大学もあります。

名古屋大学では、組合の契約パート職員部会が中心となり、期限問題として署名活動や団体交渉を重ねて、2017年に契約パート職員だけでなく、教員も含めた名古屋大学独自の無期転換ルールを作成させました。教員は、雇用開始から10年を迎える年に部局選考等により無期にするかどうか判断するというものです。これにより一律の雇い止めは行われていません。

10年期限問題は、全国の労働組合等が文科省や国会へ要請したことにより、文科省も看過できない事態となりました。文科省は、期限を迎える教員の数を調査したり、令和5年2月7日に各大学執行部に「無期転換ルールの適切な運用について（依頼）」を通知しています（文科省ホームページに記載）。

名古屋大学は文科省の期限調査に対して、2023年3月31日に「10年特例」により期限を迎えるものは、206名と回答しています。その後名大職組と大学の懇談の際に、「多くの方は雇用が継続される見込みである」と回答しました。

2023年4月を迎え、組合から大学に対して、どれぐらいの人数が継続雇用されているのか調査依頼をしました。多くの方の雇用が継続されています。

科技イノベーション活性化等特例適用者で2023年3月31日時点で10年となる者（2022年1月1日時点で契約通算期間が10年を超えている者は除く）(1) ※2022年3月文科省へ回答した数	(1)の内、2023.3.31までに退職した者（4/1からの雇用が無い）(2)	(1)のうち、2023.4.1時点で無期転換済の者(3)	(1)－(2)－(3)のうち、機構として雇用が継続する数(4)
206	39	29	138

名大職員のみなさん！黙ってはいけません！

非常勤職員の時給アップに関しては当初大学の資料には提案がなく、組合からの質問で明らかになりました。教員の10年期限問題は、組合の交渉により名大独自の無期転換ルールができました。指摘しなければ変わりません！！

名大職組に加入して、労働条件の改善と、働きやすい職場に改善し、研究・教育・医療の発展のために一緒にとりくみましょう。



（組合加入用紙 QR コード）